

26船小第566号  
平成26年4月17日

田村市立船引小学校保護者様

田村市立船引小学校長 富塚忠夫  
(公印省略)

### 事故防止の徹底について

保護者の皆様には、日頃より児童の事故防止について特段のご協力をいただいているところですが、新聞等でも報道されましたように、昨日県内の小学校児童が川に転落し死亡するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、本日、児童に下記により水難およびその他の事故防止について指導しましたので、保護者の皆様におかれましても地域の状況等をふまえ、具体的な指導のご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 水難事故防止

(1) 川や沼、池、用水路などには、子どもだけで絶対近づかないこと。

#### 2 交通事故防止

(1) 学校への行き帰り、休日の行動等いかなる場面においても交通ルールを遵守すること。

① 飛び出しは絶対にしない(止まる・見る・待つの徹底)

※ スーパー等の駐車場でも、走ったり飛び出したり絶対にしない

② 道路では遊ばない

③ 横断歩道以外の場所での横断をしない

④ 歩行者信号が青でも、必ず安全を自分の目で確認して横断する

(2) 自転車の利用にあたっては注意事項等を再確認し、安全な利用をすること。

① ヘルメットを着用する(児童のヘルメット着用については、道路交通法により、保護者の努力義務となっています。)

② 交差点等では必ず一旦停止をするなど、絶対に飛び出しはしない

③ 下り坂ではスピードの出し過ぎに注意する

④ 並列走行、傘差しによる片手運転など危険な乗り方は絶対にしない

⑤ 路側帯の通行の際は左側を走行する(法改正により)

#### 3 その他の事故防止

(1) 工事現場や資材置き場等に近づかない

(2) 登下校時はできる限り一人でなく複数で歩く

(3) 外出するときは「いつ・どこへ・何をしに・何時頃帰るか」必ず家族へ伝える

(4) 夜間の外出はしない

#### 4 その他

(1) 児童への「一声運動」を一層推進し、児童の命を守るための指導をお願いします。

(2) 自動車への同乗の際は必ず全席シートベルトを着用してください。

(3) 危険箇所や危険が予測される行為などがありましたら、学校までお知らせください。

(事務担当：教頭 中山智成 電話82-0044)